

パブリックコメント手続 意見書

件名(素案の名称)		富士河口湖町宿泊税制度(案)
提出者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
	連絡先	
「意見等を提出できるかた」 のうち、該当する区分 (あてはまる番号に○を つけてください。)	(1)本町にお住まいのかた (2)本町に事務所又は事業所がある事業者 (3)本町にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本町にある学校に在学しているかた (5)本町に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体	
意見・提言など		

意見等を提出できるかた	(1)本町にお住まいのかた (2)本町に事務所又は事業所がある事業者 (3)本町にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本町にある学校に在学しているかた (5)本町に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)か(5)に該当するかたで構成された団体
意見等を提出する際の必要記載事項	(イ)意見を提出しようとする素案の名称 (ロ)氏名及び住所:上記の「意見等を提出できるかた」のうち (2)か(4)に該当するかたにあっては、名称及び所在地 (6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局の所在地 (ハ)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び町の考え方の公表方法	お寄せいただいた意見等については、類似のものを集約した上で、 その意見に対する町の考え方と対応を含めて、上記「素案の閲覧方法と 閲覧場所」と同様の方法・場所で公表します。 (公表時期は令和8(2026)年2月中旬頃を予定しています) 意見提出者への個別回答はいたしませんので、ご了承ください。 今回いただいた際に収集した個人情報については、他の目的に利用 することはありません。

【注意】

※この手続きは、政策などの案をより良いものにするために、みなさまから意見を募集して、
 その意見を参考にするもので、賛成・反対の意見の多寡で意思決定の方向を判断する住
 民投票のような手続きではありません。

※募集期間に到着しなかったもの及び次のいずれかに該当するものについては、無効とし
 ます。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
- ・個人や特定団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・営業活動等営利を目的としたもの